

令和3年10月より

特別養護老人ホーム百里サンハウス【長期入所】利用料金

(1ヶ月30日計算の目安・介護保険負担割合1割の場合)

【事業所番号】 0873100317

【事業所番号】 0875600314

従来型(多床室)		
要介護1	1段階	0円
	2段階	42,542円
	3段階①	50,342円
	3段階②	71,642円
	非該当	88,742円

ユニット(個室)		
要介護1	1段階	
	2段階	60,143円
	3段階①	82,643円
	3段階②	103,943円
	非該当	127,373円

要介護2	1段階	0円
	2段階	44,798円
	3段階①	52,598円
	3段階②	73,898円
	非該当	90,998円

要介護2	1段階	
	2段階	62,407円
	3段階①	84,907円
	3段階②	106,207円
	非該当	129,637円

要介護3	1段階	0円
	2段階	47,154円
	3段階①	54,954円
	3段階②	76,254円
	非該当	93,354円

要介護3	1段階	
	2段階	64,838円
	3段階①	87,338円
	3段階②	108,638円
	非該当	132,068円

要介護4	1段階	0円
	2段階	49,410円
	3段階①	57,210円
	3段階②	78,510円
	非該当	95,610円

要介護4	1段階	
	2段階	67,136円
	3段階①	89,636円
	3段階②	110,936円
	非該当	134,366円

要介護5	1段階	0円
	2段階	51,633円
	3段階①	59,433円
	3段階②	80,733円
	非該当	97,833円

要介護5	1段階	
	2段階	69,367円
	3段階①	91,867円
	3段階②	113,167円
	非該当	136,597円

※上記にある1段階～非該当は介護保険負担限度額認定の負担割合になります。

※上記料金は居室・食事代と介護保険に関わる利用料金との1ヶ月の目安となります。

※介護保険に関わる料金は介護保険の改正やご本人の状況やご家族の希望などで加算が変わることにより料金変動します。

特別養護老人ホーム百里サンハウス【長期入所】料金詳細

従来型・多床室（2人・4人部屋） ※介護保険負担割合1割の場合

令和3年10月より

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)						
		基本単位 ※1	看護体制 加算Ⅰ(□) ※2	サービス 提供体制 加算Ⅲ ※3	個別機能 訓練加算 ※4	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※5	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅱ ※6	自己負担額 (目安)
利用料金	要介護1	573	4	6	12	49.4	13.7	658
	要介護2	641	4	6	12	55.0	15.2	733
	要介護3	712	4	6	12	60.9	16.9	812
	要介護4	780	4	6	12	66.6	18.4	887
	要介護5	847	4	6	12	72.1	20.0	961

(少数点以下四捨五入)

1ヶ月の介護保険適用時の自己負担額の目安(30日換算)…①

要介護1	19,742円
要介護2	21,998円
要介護3	24,354円
要介護4	26,610円
要介護5	28,833円

居住費と食費の目安…②

介護保険負担限度額 ※8	居住費	食費	1ヶ月(30日)
第1段階	0円 / 日	0円 / 日	0円
第2段階	370円 / 日	390円 / 日	22,800円
第3段階①	370円 / 日	650円 / 日	30,600円
第3段階②	370円 / 日	1,360円 / 日	51,900円
非該当	855円 / 日	1,445円 / 日	69,000円

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳 【朝食代 / 310円】 【昼食代 / 654円】 【夕食代 / 481円】

ユニット(個室) ※介護保険負担割合1割の場合

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)						
		基本単位 ※1	看護体制 加算Ⅰ(イ) ※2	日常生活 継続支援 加算Ⅱ ※7	個別機能 訓練加算 ※4	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※5	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅰ ※6	自己負担額 (目安)
利用料金	要介護1	652	6	46	12	59.4	19.3	795
	要介護2	720	6	46	12	65.1	21.2	870
	要介護3	793	6	46	12	71.1	23.1	951
	要介護4	862	6	46	12	76.9	25.0	1028
	要介護5	929	6	46	12	82.4	26.8	1102

(少数点以下四捨五入)

1ヶ月の介護保険適用時の自己負担額の目安(30日換算)…①

要介護1	23,843円
要介護2	26,107円
要介護3	28,538円
要介護4	30,836円
要介護5	33,067円

居住費と食費の目安…②

介護保険負担限度額 ※8	居住費	食費	1ヶ月(30日)
第1段階	820円 / 日	300円 / 日	33,600
第2段階	820円 / 日	390円 / 日	36,300
第3段階①	1,310円 / 日	650円 / 日	58,800
第3段階②	1,310円 / 日	1,360円 / 日	80,100
非該当	2,006円 / 日	1,445円 / 日	103,530

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳 【朝食代 / 310円】 【昼食代 / 654円】 【夕食代 / 481円】

該当する介護度の自己負担額(①)と該当する負担限度額の居住費・食費(②)の1ヶ月換算の合計が1ヶ月の利用料の目安になります。

次の事項に該当する場合にお支払いいただくもの(加算・1割負担の場合)	
初期加算	1日につき 30円(単位) 新規入所及び長期入院をして退院された場合に加算(30日を限度)
療養食加算	1回(1食)につき 6円(単位) 入居者の疾病等に合わせ、医師の指示に基づき療養食を提供した場合に加算
外泊時費用	1日につき 246円(単位) (1ヶ月に6日間を限度、月をまたぐ場合には12日を限度) 入院または外出された場合にお支払いいただく加算(なお、加算期間中の居住費についてもご負担いただきます。)
看取り介護 加算Ⅰ	○死亡日45日前～31日前 72単位/日 ○4日前～30日前 144円(単位)/日 ○前日及び前々日 680円(単位)/日 ○死亡日 1280円(単位)/日 医師が終末期にあると判断した方に対して、ご本人または家族の同意の元に看取り介護を行った場合に加算

ご本人・ご家族の希望で利用可能なサービスの利用料金	
貴重品管理	1日につき 70円 預金通帳・現金を管理。税金等の支払い業務を代行させていただいた場合
おやつ	1日の目安 100円程度
散髪・理容	○カット 1,100円 ○カラー 2,200円 ○パーマ 5,000円 ○ペットカット 3,330円 ○ひげ、顔のお手入れ 1,650円 第2・第4金曜日に散髪業者が来園(変更あり)
移送サービス	1回のご利用につき 1キロメートル当たり 50円 通院や入院及び外出時の送迎 (基本的にはご家族対応をお願い致します。協力医療機関への送迎は無料)
外出・通院時 などの付添	1時間まで 500円 (1時間以降は、1時間ごとに500円を加算・送迎のみでも職員の対応時間分の料金発生) 外出先での付添(基本的にはご家族対応をお願い致します。協力医療機関への付添は無料)
電気代	1ヶ月につき 300円 個人使用の電気製品を持ち込んで使用する場合
買い物代行	1回につき 100円 ご本人の希望により買い物を代行させていただいた場合
電話料金	3分ごとに 10円 施設の備え付け電話機を使用した場合(公衆電話を除く)
複写物の交付	1枚につき 10円

施設提供サービス	
日用品	歯ブラシ・歯磨き粉・入歯洗浄剤・ボディソープ・シャンプー・バスタオル・タオル・おしぼり これ以外は個人でご用意ください。(施設でご用意するメーカー以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。)
おむつ	紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット 施設で提供させていただくもの以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。
衣類の洗濯	日常着の洗濯(施設で洗うことができる物のみ)
その他	ベット・一般型車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等の介護機器等

協力医療 機関関連 の料金	【鬼沢ファミリークリニック】受診時の送迎代はかかりません。(入院施設はありません) 【国府歯科(石岡市)】訪問歯科(医療費・必要に応じて実費のみ。施設での診察が可能) 【新堀歯科医院(銚田市)】送迎代がかかります(施設基準の料金)
---------------------	---

※1	介護度別の基本単位
※2	看護体制加算(Ⅰ)イとは、入所定員が30名以上50名以下で常勤の看護師を1名以上配置していること 看護体制加算(Ⅰ)ロとは、入所定員が51名以上で常勤の看護師を1名以上配置していること
※3	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とは、サービス提供する職員のうち10年以上勤務する介護福祉士の占める割合が100分の35以上であることをいいます。 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)とは、サービス提供する職員のうち勤続年数7年以上の占める割合が100分の30以上であることをいいます。
※4	機能訓練指導員を配置し、機能訓練計画を立て実施した場合
※5	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金を8.3%を乗じた単位を加算
※6	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金を【Ⅰ】は2.7%【Ⅱ】は2.3%を乗じた単位を加算
※7	新規入所者のうち・要介護度4・5の方が70%以上 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者に対して6:1以上
※8	介護保険負担限度額認定とは各市区町村の介護保険の窓口で申請可能。 所得に応じて食事代・居住費の減額が受けることが出来る制度になります。
	第1段階 世帯全体が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護受給者 預貯金額・有価証券等の合計が1,000万円以下(夫婦は合計2,000万円以下)
	第2段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が650万円以下(夫婦は合計1,650万円以下)
	第3段階① 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円～120万円以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が550万円以下(夫婦は合計1,550万円以下)
	第3段階② 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人 預貯金額・有価証券等の合計が500万円以下(夫婦は合計1,550万円以下)
	配偶者の状況を含み、世帯分離していても勘案されます。